

委員会審議概要

当院では、当院において実施される医療行為が、患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言（1981年世界医師会総会）及び医師の職業倫理指針（2008年6月日本医師会）を尊重し、医の倫理に基づいて適正に実施されることを目的とし、また、医学研究においてはヘルシンキ宣言に示された倫理規範や臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省平成20年7月31日全部改正）及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省平成25年2月8日全部改正）、または疫学研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省平成20年12月1日一部改正）に基づき、適切に実行されるための審査を行うことを目的として倫理委員会、医学研究審議を開催しています。

ここでは、厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」等に基づき、その開催状況について公開しています。